附　則

（施行期日等）

1　この省令は、平成三十年一月一日から施行し、同月末現在（給与締切日の定めがある場合には、同月最終給与締切日現在）によって行う調査から適用する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式は、この省令による改正後の様式とみなす。

告示

○厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、総務省、財務省告示第一号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第三条第一項の規定に基づき、地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき公表する。

なお、地域における産業集積の形成及び産業集積の活性化の促進に関する基本的な方針（平成十九年厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、総務省、財務省告示第一号）は廃止する。

平成二十九年八月十日

総務大臣　野田　聖子
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針

この基本方針は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項の規定に基づき、地域経済牽引事業の促進に関する事項及び地域経済牽引支援機関の連携に関する事項を定めるものである。

地域経済の現状は、全体としては緩やかに改善しているものの、地域によってはこれまでその地域を支えてきた製造業が衰退するなど、社会構造及び産業構造の変化によって疲弊しているところもある。

他方で、中核企業が、複数の中小企業を束ねて今後の高い成長が予想される分野に参入する取組を、地方公共団体や大学が一丸となって支援している地域や、地元大学で輩出される質の高いＩＴ人材を活かし、質の高い雇用の場を創出するために公共データの民間公開やオフィス整備等に取り組んでいる地域などがある。このような地域が有する資源や特色、強みを最大限に活用して事業を行い、その結果として地域内の事業者の取引額や売上額の増大等をもたらす波及効果の大きな事業を創出することは、地域経済活性化や地域に持続可能性の高い産業を創出する観点から非常に有益である。

法は、こうした観点から、地域経済牽引事業にあらゆる政策資源を集中投入することで、地域経済における稼ぐ力の好循環を実現することを目的としている。その際、今後高い成長が期待されるものとして次に掲げる分野等を取り込むことにより、より高い効果を上げることが期待される。

①　医療機器、航空機部品及び新素材等の成長ものづくり分野
②　農林水産品の海外市場獲得を目指す地域商社等の事業分野
③　第四次産業革命関連分野（ＡＩ・ＩｏＴ・ビッグデータ等の利活用）
④　観光・スポーツ・文化・まちづくり関連分野
⑤　環境・エネルギー分野
⑥　ヘルスケア・教育サービス分野

地域経済牽引事業の促進に当たっては、地方公共団体は、地域の経済社会情勢を踏まえて目指すべき目標とその評価指標（以下「ＫＰＩ」という。）を設定し、ＰＤＣＡサイクルを回し、主体的かつ計画的な支援措置を講ずることで地域の成長発展の基盤強化を図ることが求められる。特に、産業の集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報等を地域の強みとして、地域の関係者全体が将来像を共有し、基本計画において具体的な成果目標とスケジュールを設定し、その実現に向けて戦略的に取り組む必要がある。その際、都道府県及び市町村は互いのニーズに積極的に対応し、迅速な基本計画の作成に努める必要がある。

この基本方針は、法に基づく支援措置を地方公共団体が活用する際に、より効率的かつ適切に成果を上げることを狙いとして、その目標や配慮すべき事項等について定めるものである。

第一　地域経済牽引事業の促進に関する事項

イ　地域経済牽引事業の促進の目標に関する事項

(1)　基本的な考え方

地域経済牽引事業の促進に当たっては、地方公共団体が自らの地域の状況、特色等を正確に把握した上で、基本計画の達成により実現する地域の全体像及び成長発展を実現するための戦略を策定することが重要である。

(2)　促進区域と地域の特色

促進区域を設定した上で、促進区域の地理的条件、インフラの整備状況、人口分布の状況等の地域の特色の概略を記載するものとする。その際、後述する地域の特性を内包できるように記載するものとする。

(3)　地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

①　目指すべき地域の将来像の概略

促進区域の付加価値を高め、質の高い雇用を確保・創出するために目指すべき地域の将来像の概略を記載するに当たっては、地域経済分析システム（以下「ＲＥＳＡＳ」という。）等を活用して、促進区域の産業構造、雇用状況、地域内外の取引・付加価値の流れ、需要構造、経済・産業の現状や各企業が地域経済に与える影響、重点的に取り組むべき事業分野等を定量的に分析することで地域の経済構造の把握に努めるものとする。

②　経済的効果の目標

地域経済牽引事業の促進による経済的効果を把握するため、経済的効果の目標として、基本計画の開始から終了まで（基本計画の計画期間は原則五年とする。）の地域経済牽引事業の促進による促進区域の付加価値創出分を地方公共団体で自主的に設定し、基本計画に記載するものとする。

目標の設定に当たっては、促進区域の付加価値の全体又は特定の産業分野の付加価値の一定割合を設定する方法（例えば、促進区域の全産業又は特定の産業分野の付加価値の三パーセント分や五パーセント分を設定すること等が考えられる。）や、想定する地域経済牽引事業一事業当たりの促進区域への波及効果を積み上げる方法（例えば、想定する地域経済牽引事業の付加価値や事業数等を集計して設定すること等が考えられる。）など様々なものがあるが、基本計画に係る国による同意や事後検証の際に、基本計画の目標の算出方法や地域経済へのインパクトの大きさ、後述する地域経済牽引事業として求められる事業内容との関係性、基本計画の目標の達成又は不達成の要因などについて論理的に説明できるものとなっている必要がある。

また、必要に応じて、地域経済牽引事業による経済的効果を達成するためのプロセスを管理・計測するためのＫＰＩを設定し、補助的指標として活用するものとする。